

IV 観光地

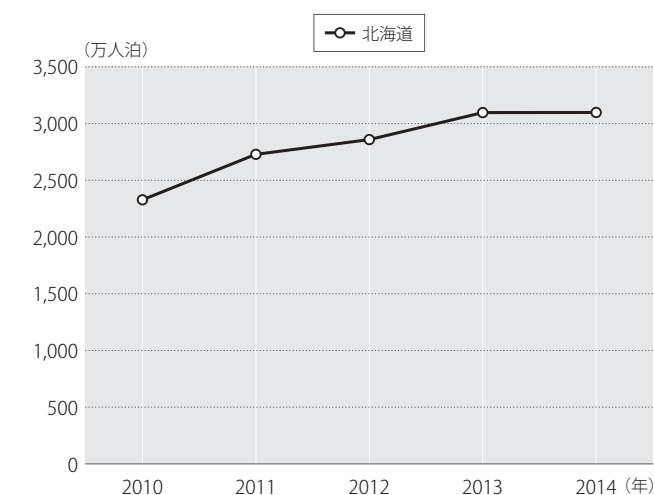
1 北海道

国内宿泊者数は横ばい、海外からの宿泊者数は大幅増
旭川や網走など主要観光都市が観光分野の計画を策定
引き続き目立つインバウンド対応への取り組み

(1) 都道府県レベルの旅行者動向

観光庁「宿泊旅行統計調査」によると14年1月～12月の北海道の延べ宿泊者数については、3,098万人泊となり、ほぼ前年並みの0.03%増にとどまった(図IV-1-1)。都道府県別に見ると東京都に続き全国第2位の数字である。

図IV-1-1 延べ宿泊者数の推移(北海道)



北海道	2,328	2,729	2,859	3,097	3,098
-----	-------	-------	-------	-------	-------

※～2010.3 従業員10人以上の宿泊施設を調査対象とする 単位:万人泊
2010.4～ 全ての宿泊施設を調査対象とする

資料:観光庁「平成26年宿泊旅行統計調査」をもとに(公財)日本交通公社作成

北海道の「観光入込客数調査」(北海道庁)によると、14年度の延べ宿泊者数は3,279万人泊(前年度比2.0%増)である。これを道内圏域別に見ると、前年比の増加率が高い順にオホーツク圏域(同9.1%増)、釧路・根室圏域(同4.4%増)、道央圏域(同1.9%増)、十勝圏域(同1.3%増)、道南圏域(同0.8%増)、道北圏域(同0.2%増)であった(表IV-1-1)。伸び率は鈍ったが全ての圏域で前年同期の実績を上回る結果となった。

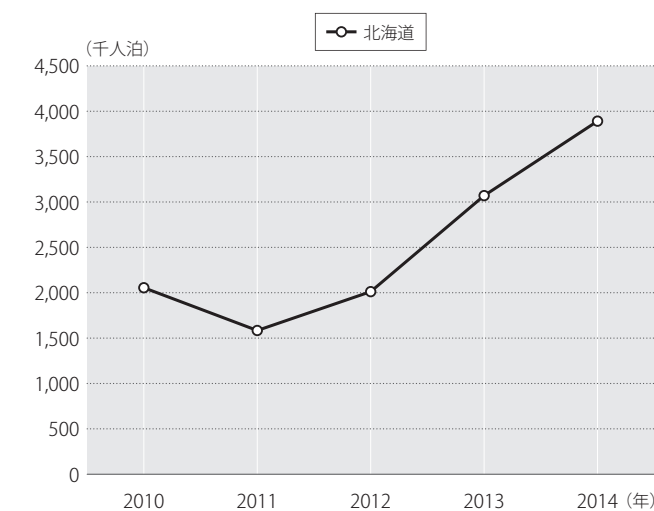
一方、外国人延べ宿泊者数については、北海道全体で389万人泊(観光庁)となり、前年比プラス26.7%の大幅増となった。訪日外国人来道者数(北海道庁)は154万人(前年度比33.7%増)で、初めて100万人の大台を記録した13年度に続き過去最高を更新した。

表IV-1-1 道内の圏域別延べ宿泊者数の増減 (単位:万人泊)

	2013年度	2014年度	前年度比増減
北海道	3,215	3,279	2.0%
道央圏域	1,845	1,879	1.9%
道南圏域	405	408	0.8%
道北圏域	421	422	0.2%
オホーツク圏域	165	180	9.1%
十勝圏域	196	198	1.3%
釧路・根室圏域	182	190	4.4%

資料:観光入込客数調査(北海道)

図IV-1-2 外国人延べ宿泊者数の推移(北海道)



北海道	2,055	1,584	2,012	3,070	3,891
-----	-------	-------	-------	-------	-------

※～2010.3 従業員10人以上の宿泊施設を調査対象とする 単位:千人泊
2010.4～ 全ての宿泊施設を調査対象とする

資料:観光庁「平成26年宿泊旅行統計調査」をもとに(公財)日本交通公社作成

(2) 観光地の主な動向

●外国人目線による多言語対応の現状調査

15年3月、北海道運輸局は「北海道における外国人目線による多言語対応現状調査事業」報告書を取りまとめた。16年3月に北海道新幹線が開業予定であり、道南地域に外国人観光客を呼び込む絶好の機会となるが、観光パンフレットや案内看板などの多言語対応・受入整備が課題となっている。同調査では、自主的に多言語対応などを進めている木古内地域、江差・松前地域に道内在住外国人を調査員として派遣し、観光パンフレット、ホームページ、案内看板などを外国人目線で調査した。その結果、現状では一部の多言語対応が進んでいるものの、多くの施設では対応しきれていないことが分かった。

調査対象としたそれぞれの事物の改善に向けたアイデアを集約して提示する一方で、それらを踏まえた全体的な課題として、①優先順位やターゲットの明確化、②ミニマム言語バリアフリーの推進（コストのかからないフリーツール、ソフトでの多言語対応）、③無料Wi-Fiの整備を挙げている。

●外国人観光客の満足度向上に向けた予備的調査

北海道運輸局は、14年12月より外国人観光客の満足度向上とさらなる広域観光の促進を目的とする調査を実施した。

特に外国人観光客向けに無線LAN環境の整備が急がれるなか、新千歳空港からレンタカーで旅行する外国人観光客に対して移動型無線LAN環境を無料で提供し、旅行の動向調査を実施、観光や地域に関する情報取得が旅行の経路や立ち寄り先を検索する際にどのように反映されるかを調査、無線LAN環境の影響や情報提供手法のあり方などを分析した。

●「水のカムイ観光圏」の新規認定

観光庁は、15年4月に「水のカムイ観光圏～釧路湿原・阿寒・摩周～」（釧路市、弟子屈町）を新規認定した。構成市町は釧路市・弟子屈町で、観光圏整備計画の期間は15年4月1日～20年3月31日、観光地域づくりのプラットフォームは一般社団法人釧路観光コンベンション協会が担う。富良野・美瑛観光圏、ニセコ観光圏に続き、北海道では3番目の認定となる。

観光地域づくりの基本的な考え方（理念）として、「常に身近に貴重な自然環境と恵みを感じながら、守り育てて享受してきた営みをベースとし、自然と共生する持続可能な地域社会の形成を目指し、『住んでよし、訪れてよし』の地域づくりを進化させていく」と定めた。

さらに、コンセプトを「水のカムイと出会える旅へ」とし、滞在プログラムの開発や公共交通網の整備、情報発信の強化などに取り組む。

●「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」広域観光周遊ルート形成計画の認定

観光庁が実施する「広域観光周遊ルート形成促進事業」では、各地域からの計画の申請を受け、15年6月に7件が認定された。北海道からは富良野地区、十勝川温泉地区、知床地区、釧路地区などを含む「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道 Hokkaido -Route to Asian Natural Treasures」が認定された。

「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会が申請したもので、道東の四季折々の大自然、景観、食などを活用して富裕層をターゲットとして誘客を図ろうとするもので、道内では札幌地区に集中しているインバウンドの呼び込みも目的としている。

●重点「道の駅」の選定

15年1月、国土交通省は「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置づけ、『全国モデル「道の駅」6カ所、『重点「道の駅」35カ所、『重点「道の駅」候補』49カ所を選定した。

北海道からは『重点「道の駅』』として3カ所、同候補として6カ所が選定された。各施設の概要は表IV-1-2の通りである。

表IV-1-2 『重点「道の駅』』と『重点「道の駅」候補』（北海道）

道の駅 名称	所在地	特徴
(仮称) 当別	当別町	札幌近郊で農工商連携による6次産業化、インバウンド観光促進にも対応
ニセコビュープラザ	ニセコ町	国際リゾート・ニセコのインバウンド観光対応拠点
(仮称) あったか・あいろーど	石狩市	厚田漁港の水産物・史跡と連携し、地域のゲートウェイ
重点「道の駅」候補		
ピア21しほろ	士幌町	馬鈴薯・牛を活かした6次産業化の農村ユートピア拠点
摩周温泉	弟子屈町	阿寒・摩周地域の観光拠点となるようなコンシェルジュを配置
(仮称) 男爵いもパーク	七飯町	観光と宿泊の情報発信、地方移住
南ふらの	南富良野町	観光、雇用、空き家情報を発信する総合窓口を設置、再生可能エネルギーを活用した先進農業生産拠点化
おとふけ	音更町	地域住民が中心となり食や文化、観光等の地域の魅力を発信
(仮称) バレーン	上士幌町	移住定住のワンストップ窓口を設置

資料：国土交通省ホームページをもとに（公財）日本交通公社作成

●カレーアイランド北海道スタンプラリー2015

北海道ご当地カレーエリアネットワークが主催して、15年4月24日～10月31日までの間、道内各地にある地元食材や歴史を生かした「ご当地カレー」を食べて抽選で各地域の特産品などが当たるスタンプラリーを開催する。

スタンプラリーを開催することで食と観光振興を進め、交流人口増加による地域活性化を図ることが狙いで、道内10地域の74店舗が参加している（表IV-1-3）。

表IV-1-3 参加団体とご当地カレー

団体名	ご当地カレー (カッコ内は参加店舗数)
羽幌えびタコ焼き餃子推進協議会（羽幌町）	羽幌えびタコ餃子カレー（2）
サフォークランド士別プロジェクト（士別市）	士別サフォークカレー（4）
美瑛カレーうどん研究会（美瑛町）	美瑛カレーうどん（6）
かみふらの十勝岳観光旅館協会（上富良野町）	かみふらの豊味豚カレー（3）
富良野オムカレー推進協議会（富良野市）	富良野オムカレー（12）
(株) プレナイ社（札幌市）	札幌スープカレー（21）
夕張カレーそば協議会（夕張市）	夕張カレーそば（8）
(一社) 苫小牧観光協会（苫小牧市）	苫小牧ホッキカレー（8）
南富良野エソシカ料理推進協議会（南富良野町）	南富良野エソカツカレー（3）
せたな観光協会（せたな町）	せたな海鮮カレー（7）

資料：北海道ご当地カレーエリアネットワーク・ホームページをもとに（公財）日本交通公社作成

●北海道の新しい食と観光に関する次世代戦略フォーラム

14年10月、経済産業省北海道経済産業局をはじめとする関係各省庁、機関、団体、自治体の主催により、「食」と「観光」関連産業を北海道の戦略産業とし、2つの産業を核とした北海道の魅力の顕在化、持続的成長に向けて、次世代につなげるためのフォーラムを開催した。

「北海道産業競争力強化戦略」での食・観光関連分野の先進的な事業に積極的に取り組んでいる事業者による事例紹介や、パネルディスカッションを行った他、北海道ブランドの東アジアマーケットへの開拓・販路拡大に向けて、ASEAN諸国などの政府関係者との意見交換を含めたテーマ別トークセッションを行った。

(3) 市町村の動き

●札幌MICE総合戦略

札幌市は15年6月、MICEにおける都市間競争に打ち勝つため、MICE市場や他都市の動向を踏まえ、新たな「札幌MICE総合戦略」を策定した。計画期間は15～19年度までの5年間で、14年3月に策定した「札幌市観光まちづくりプラン」に基づくMICE分野の基本計画として位置づけられるものとなる。札幌の都市の魅力を中心に生かし、地元への直接的経済波及効果や札幌のブランド力向上と観光をも含むリピーターの確保に加え、学術レベルの向上・発展、市民における創造性の育成なども視野に入れている。

目指すべき方向性を「札幌の魅力あふれる“ONLY ONE”MICE都市」と定め、現状分析を踏まえた新たな戦略を展開する。今後集中的に誘致プロモーションを行う重点誘致ターゲットとして、①国内及びアジアをターゲットとした学術系の大規模会議、②主に東アジア・東南アジアからのインセンティブツアー、③国内外に向けたPR効果の高い政府系国際会議、④札幌の特色を生かしたスポーツ関連の会議、大会、イベントを掲げた。

また、現在弱みとなっている受入基盤強化のため、コンベンションビュローの機能強化、MICE施設整備の2点から検討を進めることとしている。

●定山溪観光魅力アップ構想

15年3月、札幌市は「定山溪観光魅力アップ構想」を策定した。14年3月に策定された「札幌市観光まちづくりプラン」に基づき、定山溪（当計画では定山溪温泉と隣接する小金湯温泉や八剣山、豊滝、豊平峡、札幌国際スキー場までを含む広域的な観光エリア）を対象として観光地・温泉地として目指すべき将来像・方向性を具体的に示し、魅力向上を図るための指針となるものである。

目指す将来像を「湯めぐり、森めぐり、水めぐり、四季あそびー札幌定山溪」、その実現に向けた基本的な考え方を「新・奥座敷へ心安らぐ“温泉”×心躍る“+α”のリゾート空間」と定め、将来像の実現に向けて4つの基本方針を掲げた。

【基本方針と基本方針の方向性】

- 基本方針1. 温泉地らしさにぎわいづくり
- ・温泉施設や観光スポットなどの環境整備
 - ・美しい都市型温泉観光地としての景観形成
 - ・温泉街におけるぎわいの創出
- 基本方針2. 広域的なネットワーク化による新たな魅力創出
- ・新しい魅力エリアの形成
 - ・温泉街をハブ（拠点）とした周辺観光資源との回遊性向上
 - ・定山溪エリアまでの交通アクセスの魅力向上
 - ・年間を通じた集客イベント事業の推進
- 基本方針3. 魅力を伝える情報発信・インフォメーションの強化
- ・知名度アップ及びイメージ構築
 - ・観光行動を促す動機づけ
 - ・到着後のサポート
- 基本方針4. 魅力アップの担い手育成とマネジメント
- ・おもてなしを支える人材育成
 - ・定山溪ファンやサポーターづくり
 - ・エリアマネジメントの推進

資料：定山溪観光魅力アップ構想

●函館アリーナの開業

15年8月1日、老朽化した函館市民体育館に代わり「函館アリーナ」が開業した。

施設はメインアリーナ棟とサブアリーナ棟からなり、前者は2,860㎡で5,000人収容（シアター形式）、後者は1,000㎡で1,044人収容（同）となる。サブアリーナ棟の1階部分は武道館になっている他、多目的会議室やスタジオ、トレーニングルームやランニングコースを備えている。

道南エリアでは今まで開催できなかった各種スポーツ大会やイベントの開催が実現可能となることから、地域への経済波及効果の面でも期待されている。

●おもてなしガイドブック『函館観光手帳』

15年3月、一般社団法人函館国際観光コンベンション協会は、函館市民や市内事業者向けに『函館観光手帳』を発行した。16年3月に予定されている北海道新幹線の開業に備え、函館に住む全ての人がおもてなしの気持ちで観光客を迎えられるように作製された。コンパクトなA5サイズで、既存の観光情報誌の補助資料としても利用できる。市政情報の他、イベントカレンダー、市街地マップ（避難所案内、津波・避難情報）、観光情報、外国人観光客に対応するため、指さし外国語のページも収録している。

●小樽アニメパーティー

14年11月、小樽市商店街振興組合連合会が主催して、高齢化が進みにぎわいの減った商店街の活性化を図るべく、「小樽アニメパーティー」を開催した。

市内の4商店街（梁川通り商店街、都通り商店街、サンモール商店街、花園銀座商店街）が連携し、11月29日、30日にかけて小樽の街並みを背景にした多彩なアニメ関連イベントを展開、アニメ関連のコンテンツを通じて小樽のまちを全国にアピールした。

商店街の空き店舗を活用して北海道に関連するアニメ作品や学生イラストレーターの作品展、一般参加者から募ったフィギュア作品の展示、アニメ製作関係者や声優のトークショーなどを実施した他、小樽市内商店街の魅力を再発見する「小樽名所街並案内地図」の無料配布、イベント開催期間中限定の

地域通貨「タルカ」の発売などを行い、アニメを切り口としつつ多面的な地域活性化の試みとなった。

●旭川観光基本方針

旭川市は14年3月、旭川観光基本方針を策定した。08年に旧方針を策定後、リーマン・ショックや東日本大震災などの影響下での厳しい状況を経て、特に外国人観光客を中心に回復基調にあることや、関係機関が一体となった「オール旭川」体制が整ったことなどを踏まえたものである。

第7次旭川市総合計画における重点目標（魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします）と施策の方向（地域の魅力と資源を生かした産業の創出）に基づき、「滞在観光の促進」を目指して以下5つの重点施策を設定している。

1. 広域ツーリズムの推進～「もっと周遊できる」地域へ！
 - ・新たな広域観光圏の展開 ・教育旅行の連携強化
 - ・ガーデンによる広域ネットワークの構築
 - ・エコ・ツーリズムの推進 ・新たなネットワークの構築
 - ・航空路線ネットワークの強化
2. フードツーリズムの推進～「もっと食べ歩きたい」地域へ！
 - ・地域グルメの活用 ・「食のパラダイス・旭川」の創出
3. 地域ツーリズムの推進～「もっと滞在したい」地域へ！
 - ・旭山動物園との取組 ・スポーツツーリズムの推進
 - ・メディカルツーリズムの推進
 - ・ライフスタイルツーリズムの推進
 - ・イベント・コンベンション
4. 国際ツーリズムの推進～「もっと外国人でにぎわう」地域へ！
 - ・重点市場の展開 ・拡大市場の展開 ・新規市場の展開
5. 冬季ツーリズムの推進～「もっと冬が楽しい」地域へ！
 - ・イメージアップの推進 ・冬季アクティビティの充実
 - ・新規コンテンツの整備・開発

資料：旭川観光基本方針

●網走市観光振興計画2014

網走市は14年4月、観光を取り巻く近年の環境変化に対応し、また観光を地域振興の柱として活性化させていくため、行政、民間、市民がこれからの網走観光が進む方向を共有するロードマップとして同計画を策定した。

「五感に響き、おもてなしが心に残る『“おいしいまち”網走』の創出」を目標に掲げ、以下5つの基本方針のもとに戦略を提示している。

- 基本方針1 網走の「オンリーワン」の開拓
 - ・オンリーワン発見・商品化の推進
 - ・天都山の魅力開発
- 基本方針2 「泊まってこそ楽しめる網走」の開拓
 - ・宿泊施設を拠点とした滞在プログラムの作成
 - ・「食・酒」を活用したプランづくり
 - ・宿泊施設・観光施設の「おもてなし力」の向上
- 基本方針3 「網走観光ネットワーク化」の推進
 - ・既存の観光資源を活用した観光ルートの開発
- 基本方針4 多様なツールを活用しての「話題づくり」
 - ・PR戦略の構築
 - ・既存のプロモーションツールの見直しと新たなツールの開発
- 基本方針5 官・民・学・異業種連携による網走観光の推進
 - ・推進実行体制の構築

資料：網走市観光振興計画2014

●知床地区の自然公園50周年、世界遺産10周年

知床地区は、国立公園、世界自然遺産という2つの看板を掲げているが、14年6月1日に国立公園指定50周年、15年7月17日に世界自然遺産登録10周年という節目のシーズンを迎えた。

このことを受けて、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、斜里町、羅臼町、および北海道では、14年6月～15年7月までの間、周年記念事業を行った。

ホエールウォッチング・バードウォッチングなどの自然体験イベント、知床の魅力を知ることのできるパネル展、シンポジウムなど、さまざまなイベントが開催された。

●釧路市の入湯税の税率改定

釧路市では14年12月の市議会で釧路市税条例の一部改正案「釧路市観光振興臨時基金条例案」を原案通り可決した。15～24年度の10年間、一般の宿泊客1人1泊についての入湯税の税率を150円から250円へ引き上げる。ただし、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・登録旅館に該当しない施設では、一般の宿泊客1人1泊について、現行と同じ税率に軽減する（表Ⅳ-1-4）。なお、釧路市内の鉱泉浴場については阿寒湖温泉地区の一部の宿泊施設のみが引き上げの対象に該当する。

表Ⅳ-1-4 釧路市の入湯税の税率

入湯客の区分	H27.3までの税率	H27.4からの税率
一般の宿泊客1人1泊（下記を除く）	150円	250円
国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・登録旅館以外の一般の宿泊客1人1泊	—	150円
一般の日帰り客1人1日	90円	90円
修学旅行の学生生徒で10人以上の団体で1人1泊	70円	70円
修学旅行の学生生徒で10人以上の団体で日帰り客1人1日	40円	40円

資料：釧路市

入湯税の税率改定による増収分、すなわち引き上げ後の税率250円のうち100円に相当する部分については、新たに設置する「釧路市観光振興臨時基金」に積み立て、250円の税率が適用される宿泊施設が所在する地域の観光振興事業に充てるとしている。

（堀木美告）